

Press Release

報道関係者 各位

平成 28 年 4 月 1 日

【照会先】

労働基準局 監督課

課長 荒木 祥一

中央労働基準監察監督官 岡田 直樹

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5426)

(直通電話) 03(3595)3202

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表します

～4月から12月に対象とした8,530事業場の半数を超える4,790事業場で違法な時間外労働を摘発～

厚生労働省は、このたび、平成27年4月から12月までに8,530事業場に対して実施した、長時間労働が疑われる事業場に対する労働基準監督署による監督指導の実施結果を取りまとめましたので、公表します。

この監督指導は、1か月当たり100時間を超える残業が行われた疑いのある事業場や、長時間労働による過労死などに関する労災請求があった事業場を対象としています。

この結果、平成27年4月から12月に監督指導を行った8,530事業場のうち、半数を超える4,790事業場で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に月100時間を超える残業が認められた事業場は、2,860事業場(59.7%)でした。

厚生労働省では今後も、月100時間を超える残業が疑われる事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、過重労働の解消に向けた取組を積極的に行っていきます。

【平成27年4月から12月までに実施した監督指導結果のポイント（詳細別紙）】

(1) 監督指導の実施事業場： 8,530 事業場

このうち、6,501事業場(全体の76.2%)で労働基準法などの法令違反あり。

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、下記①から③の法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

① 違法な時間外労働があったもの： 4,790 事業場 (56.2%)

うち、時間外労働^{※1}の実績が最も長い労働者の時間数が

1か月当たり100時間を超えるもの：	2,860 事業場 (59.7%)
1か月当たり150時間を超えるもの：	595 事業場 (12.4%)
1か月当たり200時間を超えるもの：	120 事業場 (2.5%)
1か月当たり250時間を超えるもの：	27 事業場 (0.6%)

② 賃金不払残業があったもの： 813 事業場 (9.5%)

うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が

1か月当たり100時間を超えるもの：	362 事業場 (44.5%)
--------------------	-----------------

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 1,272 事業場 (14.9%)

(3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの： 6,971 事業場 (81.7%)

うち、時間外労働を月80時間^{※2}以内に

削減するよう指導したもの：	5,167 事業場 (74.1%)
---------------	-------------------

② 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの： 1,558 事業場 (18.3%)

うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が

1か月当たり100時間を超えるもの：	477 事業場 (30.6%)
--------------------	-----------------

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

【資料】

別添	監督指導事例
別紙	平成27年4月から12月までに実施した監督指導結果
参考資料1	労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準
参考資料2	過重労働による健康障害防止のための総合対策
参考資料3	賃金不払残業総合対策要綱
参考資料4	賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針
参考資料5	労働条件相談ほっとライン
参考資料6	労働基準監督官の主な仕事

※ すでに公表している監督指導事例に関する報道発表資料は、以下のURLから参照できます。

■ 「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表します」

～4月から6月に対象とした2,362事業場の約6割（1,479事業場）で違法な時間外労働を摘発～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000098487.html> （平成27年9月29日公表）

■ 「平成27年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表」

～重点監督を実施した事業場の約半数にあたる2,311事業場で違法な残業を摘発～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000113029.html> （平成28年2月23日公表）

監督指導事例

事例 1 (卸売業)

- 1 始業・終業時刻を全く把握しないまま、36協定の締結・届出をせず、複数の労働者に月約100時間の違法な時間外労働を行わせるとともに、割増賃金を全く支払っていなかった事業場に対し指導を実施
- 2 上記 1 以外の同一の企業に属する他の複数の事業場においても、始業・終業時刻を全く把握していないなど、同様の法違反の問題が生じているおそれがあると認められたことから、全社的な指導を実施

監督指導において把握した事実と労基署の指導

- 1 会社は、労働者の始業・終業時刻を全く把握せず、労働時間の管理を適正に行っていなかったが、パソコンのログイン・ログオフ時刻の確認や労働者からの勤務実態等についての聴取の結果、複数の労働者に月約100時間の時間外労働を36協定（労使協定）の締結・届出なく行わせていたことが明らかとなった。

労基署の対応

- ①労働基準法第40条（労働時間）違反を是正勧告
※労働時間に係る違反は第32条違反だが、特例対象事業場（常時使用する労働者が10人未満の卸売業を含む一定業種の事業場）の場合、第40条違反となる。
- ②労働時間の適正把握について指導
- ③長時間労働の抑制について専用指導文書により指導
- ④過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 2 時間外労働の実態を全く把握していなかったことを理由として、割増賃金を全く支払っておらず、また、賃金台帳に時間外労働時間数等を記入していなかった。

労基署の対応

- ①労働基準法第37条（割増賃金）違反を是正勧告
- ②不払いとなっている割増賃金の支払いを指導
- ③同法第108条（賃金台帳）違反を是正勧告

- 3 他の複数の事業場においても、労働者の始業・終業時刻を全く把握していなかったことから、同様に労働時間の管理が適切に行われておらず、労働時間に関する問題が生じているおそれがあった。

労基署の対応

企業傘下の他の全ての事業場においても同様の問題が生じていないかを確認し、問題が認められた場合には、全社的に是正等を図るよう指導

事例2 (小売業)

1 インターネット上の求人情報等を監視・収集し、得られた過重労働に関する情報を契機に監督指導を実施。

違法な時間外労働を行わせていたほか、管理監督者に該当しない労働者を管理監督者として取り扱い、割増賃金を支払わず、また、年少者（満18歳未満）の学生アルバイトについて、年齢の証明書を備えていなかった店舗に対して指導を実施。

2 上記1以外の同一の企業に属する他の複数の店舗においても、管理監督者でない者を管理監督者として取り扱い、同様の法違反の問題が生じているおそれがあると認められたことから、全社的な指導を実施

監督指導において把握した事実 と 労基署の指導

1 36協定で定めた時間外労働の上限時間を超えて月約80時間の違法な時間外労働を行わせるとともに、法定の休憩時間（1日6時間超の場合45分以上、8時間超の場合1時間）を取得させていなかった。

労基署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②同法第34条（休憩時間）違反を是正勧告
- ③労働時間の適正把握について指導
- ④長時間労働の抑制について専用指導文書により指導
- ⑤過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

2 店舗の店長を、労働基準法第41条に規定する「管理監督者」に該当しないにもかかわらず、「管理監督者」として取り扱い、違法な時間外労働を行わせるとともに、割増賃金を支払っていなかった。

労基署の対応

- ①「管理監督者」の範囲を見直すよう指導
- ②労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告（再掲）
- ③同法第37条（割増賃金）違反を是正勧告

3 年少者（満18歳未満）である学生アルバイトについて、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備えていなかった。

労基署の対応

- 労働基準法第57条（年少者の証明書）違反を是正勧告

4 管理監督者の範囲は本社が定めたものであり、他の店舗においても、同様の問題が生じているおそれがあった。

労基署の対応

- 企業傘下の他の全ての事業場においても同様の問題が生じていないかを確認し、問題が認められた場合には、全社的に是正等を図るよう指導

事例3
(飲食店)

- 1 36協定の締結・届出をせず、最も長い労働者で月約120時間の違法な時間外労働を行わせるとともに、一定の金額以上の割増賃金を支払わず、かつ、学生アルバイトについて、労働条件を書面で明示していなかった事業場に対し指導を実施
- 2 上記1以外の同一の企業に属する他の複数の事業場においても、労働時間管理を適正に行わず、学生アルバイトに労働条件を書面で明示していないなど、同様の法違反等の問題が生じているおそれが認められたことから、全社的な指導を実施

監督指導において把握した事実と 労基署の指導

- 1 静脈認証システムにより労働者の始業・終業時刻を把握していたものの、実際の労働時間にかかわらず、勤務シフトで定めた時間を労働時間として取り扱っていた。実際には、最も長い労働者で月約120時間の時間外労働を行わせており、36協定の締結・届出も行っていなかった。

労基署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②労働時間の適正把握について指導
- ③長時間労働の抑制について専用指導文書により指導
- ④過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 2 就業規則において、一定の金額（基準内賃金の一定割合の額）を割増賃金として支給することとしていたものの、この金額が実際の労働時間で計算した割増賃金額より低く、また、休憩時間が90分であるにもかかわらず、賃金計算上は一律に210分取得したこととして取り扱われ、割増賃金額が不足していた。

労基署の対応

- ①労働基準法第37条（割増賃金）違反を是正勧告
- ②不払いとなっている割増賃金の支払いを指導
- ③労働時間の適正な把握について指導（再掲）

- 3 学生アルバイトについて、労働条件を書面で明示することなく使用していた。

労基署の対応

- 労働基準法第15条（労働条件の明示）違反を是正勧告

- 4 労務管理を本社が定めた方法により実施していることから、他の事業場においても、労働時間管理を適正に行わず、学生アルバイトに労働条件を書面で明示していないなど、同様の問題が生じているおそれがあった。

労基署の対応

- 企業傘下の他の全ての事業場においても同様の問題が生じていないかを確認し、問題が認められた場合には、全社的に是正等を図るよう指導

平成 27 年 4 月から 12 月までに実施した監督指導結果

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 監督指導実施状況

平成 27 年 4～12 月に、8,530 事業場に対し監督指導を実施し、6,501 事業場（全体の 76.2%）で労働基準法などの法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 4,790 事業場、賃金不払残業があったものが 813 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 1,272 事業場であった。

表 1 監督指導実施件数等

業種		事項	監督指導実施 事業場数 (注 1)	労働基準関係法 令違反があった 事業場数 (注 2)	主な違反事項		
					違法な時間外労働 (注 3)	賃金不払残業 (注 4)	過重労働による健康 障害防止措置が 未実施 (注 5)
合計			8,530 (100.0%)	6,501 (76.2%)	4,790 (56.2%)	813 (9.5%)	1,272 (14.9%)
主な業種	製造業		2,483 (29.1%)	1,938 (78.1%)	1,510	163	309
	建設業		473 (5.5%)	322 (68.1%)	210	60	44
	運輸交通業		743 (8.7%)	645 (86.8%)	557	73	141
	商業		1,413 (16.6%)	1,055 (74.7%)	737	184	193
	教育・研究業		491 (5.8%)	360 (73.3%)	226	39	74
	接客娯楽業		608 (7.1%)	537 (88.3%)	435	90	153
	その他の事業		1,507 (17.7%)	1,024 (67.9%)	682	110	209

(注 1) 主な業種は監督指導実施事業場数が 400 を超えるものを計上しているため、合計数とは一致しない。

(注 2) 括弧内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注 3) 労働基準法第 32 条違反〔36 協定なく時間外労働を行わせているもの、36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注 4) 労働基準法違反第 37 条（割増賃金）違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない〕。

(注 5) 労働安全衛生法第 18 条違反〔衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月 1 回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第 66 条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第 66 条の 8 違反〔1 月当たり 100 時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

表 2 事業場の規模別の監督指導実施件数

事業場の規模別の監督指導実施件数						
合計	1～9 人	10～29 人	30～49 人	50～99 人	100 人～299 人	300 人～
8,530	1,167 (13.7%)	2,494 (29.2%)	1,557 (18.3%)	1,342 (15.7%)	1,347 (15.8%)	623 (7.3%)

表 3 企業規模別で見た場合の監督指導実施件数

企業規模別で見た場合の監督指導実施件数						
合計	1～9 人	10～29 人	30～49 人	50～99 人	100 人～299 人	300 人～
8,530	402 (4.7%)	948 (11.1%)	747 (8.8%)	1,064 (12.5%)	1,801 (21.1%)	3,568 (41.8%)

2 主な健康障害防止に係る指導の状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導実施事業場のうち、6,971 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 監督指導における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導票交付 事業場数	指導事項（注1）				
	面接指導等の 実施（注2）	衛生委員会等 における調査審議 の実施（注3）	月 45 時間以内へ の削減（注4）	月 80 時間以内へ の削減	面接指導等が実 施できる仕組み の整備等（注5）
6,971	1,351	1,836	1,813	5,167	576

（注1）指導事項は、重複があり得る。

（注2）2 ないし 6 月で平均 80 時間を超える時間外労働を行っている時間外労働を行っている労働者又は 1 月 100 時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には、衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聞くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4）時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 45 時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注5）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導状況

監督指導実施事業場のうち、1,558 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料 1 参照）に適合するよう、労働時間を適正に把握するなどを指導した。

表5 監督における労働時間適正把握に係る指導状況

指導票交付 事業場数	指導事項（注１）					
	始業・終業時刻 の確認・記録 （基準２（１） （注２）	自己申告制による場合			管理者の責務 （注２）	労使協議組織 の活用
		自己申告制の 説明（基準２ （３）ア）（注２）	実態調査の実 施（基準２（３） イ）（注２）	適正な申告の 阻害要因の排 除（基準２（３） ウ）（注２）		
1,558	814	244	756	144	70	13

（注1）指導事項は、重複があり得る。

（注2）各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料 1）のどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導において把握した実態

○ 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった監督を実施した 4,790 事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、2,860 事業場で 1 か月 100 時間を、うち 595 事業場で 1 か月 150 時間を、うち 120 事業場で 1 か月 200 時間を、うち 27 事業場で 1 か月 250 時間を超えていた。

表 6 監督実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

45 時間以下	45 時間超 80 時間以下	80 時間超 100 時間以下	100 時間超 150 時間以下	150 時間超 200 時間以下	200 時間超 250 時間以下	250 時間超
416	689	825	2,265	475	93	27

○ 労働時間の管理方法

監督を実施した 8,530 事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、738 事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、2,996 事業場でタイムカードを基礎に確認し、1,741 事業場で IC カード、ID カードを基礎に確認し、3,244 事業場で自己申告制により確認し、1,341 事業場でその他の方法（例えば、出勤簿）により確認し、始業・終業時刻を確認し記録していた。

表 7 監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注 1）			自己申告制（注 2）	その他（注 2）
使用者が自ら現認（注 2）	タイムカードを基礎（注 2）	IC カード、ID カードを基礎（注 2）		
738	2,996	1,741	3,244	1,341

（注 1）「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料 1）に定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注 2）監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合があるため、重複がありうる。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準

(平成 13 年 4 月 6 日付け基発第 339 号)

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有していることは明らかである。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用に伴い、割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

こうした中で、中央労働基準審議会においても平成 12 年 1 月 30 日に「時間外・休日・深夜労働の割増賃金を含めた賃金を全額支払うなど労働基準法の規定に違反しないようにするため、使用者が始業、終業時刻を把握し、労働時間を管理することを同法が当然の前提としていることから、この前提を改めて明確にし、始業、終業時刻の把握に関して、事業主が講ずべき措置を明らかにした上で適切な指導を行うなど、現行法の履行を確保する観点から所要の措置を講ずることが適当である。」との建議がなされたところである。

このため、本基準において、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにすることにより、労働時間の適切な管理の促進を図り、もって労働基準法の遵守に資するものとする。

1 適用の範囲

本基準の対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場とすること。

また、本基準に基づき使用者（使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。）が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、いわゆる管理監督者及びみなし労働時間制が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあつては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。）を除くすべての者とする。

なお、本基準の適用から除外する労働者についても、健康確保を図る必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

2 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

(1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これ

を記録すること。

(2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、記録すること。

イ タイムカード、ＩＣカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。

(3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記（２）の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。

ア 自己申告制を導入する前に、その対象となる労働者に対して、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施すること。

ウ 労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じないこと。また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

(4) 労働時間の記録に関する書類の保存

労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第 109 条に基づき、3 年間保存すること。

(5) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(6) 労働時間短縮推進委員会等の活用

事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間短縮推進委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。

過重労働による健康障害防止のための総合対策

(平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号)

1 目的

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られている。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、この医学的知見を踏まえると、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要である。

このため、厚生労働省においては、平成 14 年 2 月から「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（以下「旧総合対策」という。）に基づき所要の対策を推進してきたところであるが、今般、働き方の多様化が進む中で、長時間労働に伴う健康障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる問題が深刻化しており、これに的確に対処するため、必要な施策を整備充実する労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の改正が行われたところである。

本総合対策は、今回の労働安全衛生法等の改正の趣旨を踏まえ、旧総合対策に基づく措置との整合性、一貫性を考慮しつつ、事業者が講ずべき措置（別添「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」をいう。以下同じ。）を定めるとともに、当該措置が適切に講じられるよう国が行う周知徹底、指導等の所要の措置をとりまとめたものであり、これらにより過重労働による健康障害を防止することを目的とするものである。

2 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等の周知徹底

都道府県労働局及び労働基準監督署は、集団指導、監督指導、個別指導等のあらゆる機会を通じて、リーフレット等を活用した周知を図るとともに、キャンペーン月間の設定等により、事業者が講ずべき措置の内容について、事業者に広く周知を図ることとする。

なお、この周知に当たっては、関係事業者団体等並びに都道府県産業保健推進センター及び地域産業保健センター等も活用することとする。

併せて、過重労働による健康障害防止のための自主的改善事業、平成 16 年 6 月に公開した労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト等の活用促進のための周知も図ることとする。

3 過重労働による健康障害防止のための窓口指導等

(1) 36 協定における時間外労働の限度時間に係る指導の徹底

ア 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条に基づく協定（以下「36 協定」という。）の届出に際しては、労働基準監督署の窓口において次のとおり指導を徹底する。

(ア) 「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」

（平成 10 年労働省告示第 154 号。以下「限度基準」という。）に規定する限度時間を超える 36 協定については、限度時間を遵守するよう指導を行う。特に、限度基準第 3 条ただし書又は第 4 条に定める「特別の事情」を定めた 36 協定については、この「特別の事情」が臨時的なものに限られるものとするよう指導する。また、過重労働による健康障害を防止する観点から、限度時間を超える一定の時間まで延長する労働時間をできる限り最小限のものとするようリーフレット等を活用し指導する。

(イ) 限度基準に適合し、月 45 時間を超える時間外労働を行わせることが可能である 36 協定であっても、実際の時間外労働については月 45 時間以下とするようリーフレット等を活用し指導する。

(ウ) 休日労働を行うことが可能な 36 協定であっても、実際の休日労働をできる限り最小限のものとするようリーフレット等を活用して指導する。

イ 限度基準に規定する限度時間を超える 36 協定について、労働者代表からも事情を聴取した結果、労使当事者間の検討が十分尽くされていないと認められた場合などには、協定締結当事者である労働者側に対しても必要な指導を行う。

(2) 裁量労働制に係る周知指導

裁量労働制に係る届出に際しては、労働基準監督署の窓口において、リーフレット等を活用して、事業者が講ずべき措置の内容を周知指導する。

(3) 労働時間等の設定の改善に向けた自主的取組の促進に係る措置

限度基準に規定する限度時間を超える時間外労働を行わせることが可能な 36 協定を締結している事業場であって、労働時間等の設定の改善に向けた労使による自主的取組の促進を図ろうとするものに対し、都道府県労働局に配置されている労働時間設定改善コンサルタ

ントの活用が図られるよう措置する。

4 過重労働による健康障害防止のための監督指導等

時間外・休日労働時間（休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間をいう。以下同じ。）が月 45 時間を超えているおそれがある事業場に対しては、次のとおり指導する。

- (1) 産業医、衛生管理者、衛生推進者等の選任及び活動状況並びに衛生委員会等の設置及び活動状況を確認し、必要な指導を行う。
- (2) 健康診断、健康診断結果についての医師からの意見聴取、健康診断実施後の措置、保健指導等の実施状況について確認し、必要な指導を行う。
- (3) 労働者の時間外・休日労働時間の状況を確認し、面接指導等（医師による面接指導及び面接指導に準ずる措置をいう。以下同じ。）及びその実施後の措置等（別添の 5 の（2）の ア に掲げる措置をいう。）を実施するよう指導を行う。
- (4) （3）の面接指導等が円滑に実施されるよう、手続等の整備（別添の 5 の（2）の イ に掲げる措置をいう。）の状況について確認し、必要な指導を行う。
- (5) 事業者が（3）の面接指導等（別添 5 の（2）の ア の（ア）の①から③までに掲げる措置に限る。）に係る指導に従わない場合には、労働安全衛生法第 66 条第 4 項に基づき、当該面接指導等の対象となる労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数、過去の健康診断及び面接指導の結果等を踏まえた労働衛生指導医の意見を聴き、臨時の健康診断の実施を指示するとともに、厳正な指導を行う。
- (6) 事業場が常時 50 人未満の労働者を使用するものである場合であって、近隣に専門的知識を有する医師がいない等の理由により、事業者自ら医師を選任し、面接指導を実施することが困難なときには、地域産業保健センターの活用が可能であることを教示する。
- (7) 上記のほか、長時間労働の抑制を図るため、36 協定により定められた延長することができる時間を超えて時間外労働が行われている場合や限度基準に適合していない場合などのほか、中小事業主以外の事業主に係る労働基準法第 37 条第 1 項ただし書に規定する割増賃金が支払われていないなどの場合には、必要な指導を行う。

5 過重労働による業務上の疾病が発生した場合の再発防止対策を徹底するための指導等

- (1) 過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場に対する再発防止対策の徹底の指導

過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場については、当該疾病の原因の究明及び再発防止の措置を行うよう指導する。

- (2) 司法処分を含めた厳正な対処

過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場であって労働基準関係法令違反が認められるものについては、司法処分を含めて厳正に対処する。

賃金不払残業総合対策要綱

(平成15年5月23日付け基発第0523003号)

1 趣旨

賃金不払残業（所定労働時間外に労働時間の一部又は全部に対して所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせること。以下同じ。）は、労働基準法に違反する、あってはならないものであり、その解消を図るために、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」

（平成13年4月6日付け基発第339号。以下「労働時間適正把握基準」という。）を発出し、使用者に適正に労働時間を管理する責務があることを改めて明らかにするとともに、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置等を具体的に示したところであり、厚生労働省としても、その遵守徹底に努めてきたところである。

しかしながら、現状をみると、未だ労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用など使用者が適正に労働時間を管理していないことを原因とする割増賃金の不払いなどの状況もみられるところである。

このため、事業場における賃金不払残業の実態を最もよく知る立場にある労使に対して主体的な取組を促すとともに、これまでの厚生労働省による対応をさらに強化することにより、適正な労働時間の管理を一層徹底するとともに、賃金不払残業の解消を図ることとする。

2 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」の策定

適正に労働時間を管理するために労使関係者が講ずべき事項を盛り込んだ「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」を策定し、企業の本社と労働組合等の主体的取組を促すとともに、労働相談、集団指導、監督指導等あらゆる機会を通じて、使用者、労働者等に幅広く周知を図る。

3 「賃金不払残業解消キャンペーン月間」の実施

「賃金不払残業解消キャンペーン月間」を設定し、賃金不払残業の解消と適正な労働時間の管理に向けたキャンペーン活動を実施し、労使の主体的取組を促す。

4 都道府県レベルでの労使当事者の意識改革の推進

地域産業労働懇談会など都道府県単位で労使の参集を得る場を活用し、労働時間の管理の適正化の周知徹底と気運の醸成を図る。

5 的確な監督指導等の実施と「賃金不払残業重点監督月間」の設定

(1) 的確な監督指導等の実施

本省、都道府県労働局、労働基準監督署が一体となって労働時間適正把握基準の周知徹底を行うとともに、的確な監督指導を実施し、特に法違反が認められかつ重大悪質な事案については、司法処分を含め厳正に対処する。

本社等において各部署に対して適正な労働時間の管理について一定の指示等を行っているにもかかわらず、各部署において賃金不払残業の疑いがある場合には、監督指導時に、必要に応じ、労働組合等からも事情を聴き、その実態を十分に把握した上で、改善指導を行う。

(2) 「賃金不払残業重点監督月間」の設定

「賃金不払残業重点監督月間」を設定し、賃金不払残業に係る重点監督を実施する。

また、上記3に掲げる「賃金不払残業解消キャンペーン月間」においても、その実施に合わせて、重点監督を実施する。

6 賃金不払残業に係る事例の取りまとめ

賃金不払残業に係る今後の監督指導の状況を踏まえつつ、必要に応じて、賃金不払残業についての送検事例、是正事例等を収集・整理の上、取りまとめて公表する。

賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針

(平成15年5月23日付け基発第0523004号)

1 趣旨

賃金不払残業（所定労働時間外に労働時間の一部又は全部に対して所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせること。以下同じ。）は、労働基準法に違反する、あってはならないものである。

このような賃金不払残業の解消を図るためには、事業場において適正に労働時間が把握される必要があり、こうした観点から、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月6日付け基発第339号。以下「労働時間適正把握基準」という。）を策定し、使用者に労働時間を管理する責務があることを改めて明らかにするとともに、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置等を具体的に明らかにしたところである。

しかしながら、賃金不払残業が行われることのない企業にしていくためには、単に使用者が労働時間の適正な把握に努めるに止まらず、職場風土の改革、適正な労働時間の管理を行うためのシステムの整備、責任体制の明確化とチェック体制の整備等を通じて、労働時間の管理の適正化を図る必要があり、このような点に関する労使の主体的な取組を通じて、初めて賃金不払残業の解消が図られるものと考えられる。

このため、本指針においては、労働時間適正把握基準において示された労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置等に加え、各企業において労使が各事業場における労働時間の管理の適正化と賃金不払残業の解消のために講ずべき事項を示し、企業の本社と労働組合等が一体となつての企業全体としての主体的取組に資することとするものである。

2 労使に求められる役割

(1) 労使の主体的取組

労使は、事業場内において賃金不払残業

の実態を最もよく知るべき立場にあり、各々が果たすべき役割を十分に認識するとともに、労働時間の管理の適正化と賃金不払残業の解消のために主体的に取り組むことが求められるものである。

また、グループ企業などにおいても、このような取組を行うことにより、賃金不払残業の解消の効果が期待できる。

(2) 使用者に求められる役割

労働基準法は、労働時間、休日、深夜業等について使用者の遵守すべき基準を規定しており、これを遵守するためには、使用者は、労働時間を適正に把握する必要があることなどから、労働時間を適正に管理する責務を有していることは明らかである。したがって、使用者にあっては、賃金不払残業を起こすことのないよう適正に労働時間を管理しなければならない。

(3) 労働組合に求められる役割

一方、労働組合は、時間外・休日労働協定（36協定）の締結当事者の立場に立つものである。したがって、賃金不払残業が行われることのないよう、本社レベル、事業場レベルを問わず企業全体としてチェック機能を発揮して主体的に賃金不払残業を解消するために努力するとともに、使用者が講ずる措置に積極的に協力することが求められる。

(4) 労使の協力

賃金不払残業の解消を図るための検討については、労使双方がよく話し合い、十分な理解と協力の下に、行われることが重要であり、こうした観点から、労使からなる委員会（企業内労使協議組織）を設置して、賃金不払残業の実態の把握、具体策の検討及び実施、具体策の改善へのフィードバックを行うなど、労使が協力して取り組む体制を整備することが望まれる。

3 労使が取り組むべき事項

(1) 労働時間適正把握基準の遵守

労働時間適正把握基準は、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき具体的措置等を明らかにしたものであり、使用者は賃金不払残業を起こすことのないようにするために、労働時間適正把握基準を遵守

する必要がある。

また、労働組合にあっても、使用者が適正に労働時間を把握するために労働者に対して労働時間適正把握基準の周知を行うことが重要である。

(2) 職場風土の改革

賃金不払残業の責任が使用者にあることは論を待たないが、賃金不払残業の背景には、職場の中に賃金不払残業が存在することはやむを得ないとの労使双方の意識（職場風土）が反映されている場合が多いという点に問題があると考えられることから、こうした土壌をなくしていくため、労使は、例えば、次に掲げるような取組を行うことが望ましい。

- ① 経営トップ自らによる決意表明や社内巡視等による実態の把握
- ② 労使合意による賃金不払残業撲滅の宣言
- ③ 企業内又は労働組合内での教育

(3) 適正に労働時間の管理を行うためのシステムの整備

- ① 適正に労働時間の管理を行うためのシステムの確立

賃金不払残業が行われることのない職場を創るためには、職場において適正に労働時間を管理するシステムを確立し、定着させる必要がある。

このため、まず、例えば、出退勤時刻や入退室時刻の記録、事業場内のコンピュータシステムへの入力記録等、あるいは賃金不払残業の有無も含めた労働者の勤務状況に係る社内アンケートの実施等により賃金不払残業の実態を把握した上で、関係者が行うべき事項や手順等を具体的に示したマニュアルの作成等により、「労働時間適正把握基準」に従って労働時間を適正に把握するシステムを確立することが重要である。

その際に、特に、始業及び終業時刻の確認及び記録は使用者自らの現認又はタイムカード、ＩＣカード等の客観的な記録によることが原則であって、自己申告制によるのはやむを得ない場合に限られるものであることに留意する必要がある。

- ② 労働時間の管理のための制度等の見直しの検討

必要に応じて、現行の労働時間の管理のための制度やその運用、さらには仕事の進め方も含めて見直すことについても検討することが望まれる。特に、賃金不払残業の存在を前提とする業務遂行が行われているような場合には、賃金不払残業の温床となっている業務体制や業務指示の在り方にまで踏み込んだ見直しを行うことも重要である。

その際には、例えば、労使委員会において、労働者及び管理者からヒアリングを行うなどにより、業務指示と所定外労働のための予算額との関係を含めた勤務実態や問題点を具体的に把握することが有効と考えられる。

- ③ 賃金不払残業の是正という観点を考慮した人事考課の実施

賃金不払残業の是正という観点を考慮した人事考課の実施（賃金不払残業を行った労働者も、これを許した現場責任者も評価しない。）等により、適正な労働時間の管理を意識した人事労務管理を行うとともに、こうした人事労務管理を現場レベルでも徹底することも重要である。

(4) 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制の整備

- ① 労働時間を適正に把握し、賃金不払残業の解消を図るためには、各事業場ごとに労働時間の管理の責任者を明確にしておくことが必要である。特に、賃金不払残業が現に行われ、又は過去に行われていた事業場については、例えば、同じ指揮命令系統にない複数の者を労働時間の管理の責任者とすることにより牽制体制を確立して労働時間のダブルチェックを行うなど厳正に労働時間を把握できるような体制を確立することが望ましい。

また、企業全体として、適正な労働時間の管理を遵守徹底させる責任者を選任することも重要である。

- ② 労働時間の管理とは別に、相談窓口を設置する等により賃金不払残業の実態を積極的に把握する体制を確立することが

重要である。その際には、上司や人事労務管理担当者以外の者を相談窓口とする、あるいは企業トップが直接情報を把握できるような投書箱（目安箱）や専用電子メールアドレスを設けることなどが考えられる。

- ③ 労働組合においても、相談窓口の設置等を行うとともに、賃金不払残業の実態を把握した場合には、労働組合としての必要な対応を行うことが望まれる。

『労働条件相談ほっとライン』による相談業務について

平日夜間・土日に、無料で労働条件に関する電話相談を受け付ける（委託事業）

【フリーダイヤル】 0120-811-610（はい！ろうどう）

受付時間： 平 日（水を除く。） 17時～22時
土・日 10時～17時

※ 年末・年始（12月29日～1月3日まで）は除く。



相談を希望される方

電話相談

労働条件相談ほっとラインコールセンター

相談票
の作成

○自分の労働条件は、労働基準法などに違反しているのではないか？

○労働基準法などの規定の意味は？

○労働基準法などの法令以外に関する質問

問題解決の方法や管轄の
労働基準監督署を紹介

規定の解釈等について丁寧に説明

総合労働相談コーナーなどの
相談機関を紹介

相談をされた方が労働基準監督署
への情報提供を希望した場合

情報提供

管轄の都道府県労働局
・労働基準監督署
監督指導等を実施

（参考資料5）

インターネットによる「労働条件に係る違法の疑いのある事業場情報」の監視について (サイバーパトロール)

インターネット上の求人情報等を監視・収集し、その情報を労働基準監督署の監督指導等に活用する(委託事業)

1 インターネット上を
検索

2 監視員による監視

3 情報提供票の
作成・通報

4 所轄労基署による
監督指導等の実施

- 求人系口コミサイト、
掲示板サイト、
SNS、ブログ等を検索

- 違法な長時間労働、賃金
不払残業など労基法違反の
疑いのある事業場の情報を
監視員が目視により監視

- 問題の認められる事業場情
報について情報提供票を作成
- 検討委員会で選定した情報
を所轄労働基準監督署に通報

- 通報された情報と所轄署
に寄せられている情報等を
検討
- 監督指導、集団指導等を
実施



労働基準監督官の主な仕事

(参考資料 6)

臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告・相談などを契機として、工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行います。

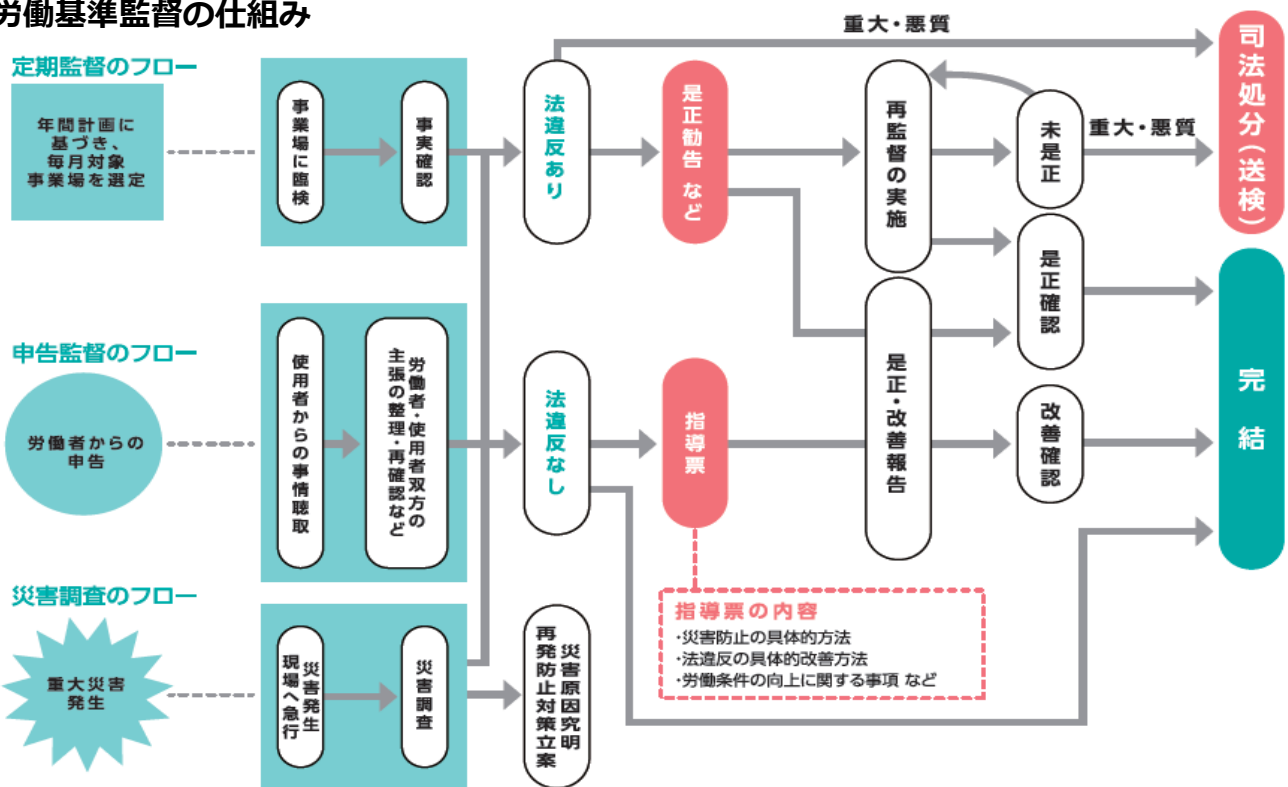
法律違反が認められた場合には事業主などに対し、その改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

司法警察事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられています。

事業主などがこれらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として取調べなどの任意捜査や捜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

◎労働基準監督の仕組み



◎平成28年度労働基準監督官採用試験2016

【試験要綱】

インターネット 受付期間

平成 28 年 **4/1** (金) 9:00～ **4/13** (水) 受信有効

インターネット申込用受験案内アドレス【http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannnai/jyukennannnai_rouki.pdf】

インターネット申込専用アドレス【<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】

インターネット申込みができない環境にある場合は、都道府県労働局に電話連絡してください。郵送又は持参の受付期間は、4月1日(金)～4月4日(月)です。
(4月4日(月)までの通信日付印有効。受付期間が短いので注意してください。)

第 1 次試験

平成 28 年 **5/29** (日) 9:05 (受付開始) 9:35 (試験開始) -18:05 (試験終了)

【第 1 次試験合格者発表日】平成 28 年 6 月 28 日 (火) 9:00

第 2 次試験

平成 28 年 **7/13** (水) **14** (木) **15** (金) 第 1 次試験合格通知書で指定する日時
(日時の変更は、原則として認められません。)

【最終合格者発表日】平成 28 年 8 月 22 日 (月) 9:00

【受験資格】

- 昭和 61 年 4 月 2 日～平成 7 年 4 月 1 日生まれの方
- 平成 7 年 4 月 2 日以降生まれの方で次に掲げるもの
- ① 大学を卒業した者および平成 29 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

【試験の程度】大学卒業程度

- 【採用予定人数】●労働基準監督 A (法文系) 約 160 名
- 労働基準監督 B (理工系) 約 40 名